

収滞納管理業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

#### 【仕様の定義対象について】

##### (1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 移行対象は、未納データ全件及び最終納付日から5年未満のデータ全件とする。(地方税法第17条の5第1項より更正が可能な期間を考慮する)
- 業務固有となる送付先情報、納付管理人情報のデータは移行対象とする。
- 課税業務は、地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)および国民健康保険税(料)を対象とする。

##### (2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 稼働年度以前に不納欠損を行ったデータは、時効により消滅したデータであるため移行対象外とする。

#### 【データ移行の留意事項】

- 新年度当初の切替を前提とすることから、滞納繰越決算後のデータを移行する。
- 過誤納データは、還付処理や充当処理が完了した状態で移行する。還付処理や充当処理が完了していない状態のデータは、移行先システムで過誤納整理用のデータを作成する。
- 消込修正等のエラー更正処理が終了した状態で移行する。
- 収滞納管理業務と課税業務で調定額等が一致していないケースが想定されるが、移行元システムでデータの整合性を確保した上で移行する。
- 個人住民税における普通徴収分と給与特徴分、退職分離課税分、年金天引分は、中間標準レイアウトでは別税目として定義している。
- 国民健康保険における普通徴収分と年金天引分については、中間標準レイアウトでは別税目として定義している。
- 徴収番号や随時期の管理方法は、収滞納管理業務と課税業務で移行時にルールを定めた上で移行する。
- 申告日等日付等が不詳の場合は、移行時に新旧システム間の協議により妥当な日付を設定する。